

# トマス・アクィナスにおける補完性の可能性

－配分的正義と共同善－

佐々木 亘\*, 佐々木恵子\*\*

The Possibility of Subsidiarity in Thomas Aquinas  
－On Distributive Justice and the Common Good－

Wataru Sasaki\* and Keiko Sasaki\*\*

---

トマス・アクィナスにおいて、共同善思想は、その社会哲学の核心に位置している。その一方、ヨハネス・メスナーが主張するような補完性原理は、それ自体としてトマスのうちに認められるわけではない。したがって、メスナーが、根源的な仕方でもトマスにもとづいているとしても、両者の間には大きな断絶が存するようにも思われる。しかしながら、補完性原理を導くような思想がトマスのうちにまったく見いだされないと問われるならば、正義論のうちに何らかの源泉が認められるようにも考えられる。本稿では、この可能性を探っていく。

**Key Words:** [他者への均等性] [特殊的正義] [配分的正義] [ペルソナの善]  
[共同善]

---

(Received September 24, 2014)

## 序

前稿の「ヨハネス・メスナーにおける個と共同体－補完性の原理と共同善－」では、メスナーの補完性原理に関して、共同善原理と自由の関係からある程度明らかにすることができたと言えよう。ただし、『自然法』は1300頁を超える大著であり、その内容は容易ではない。それゆえ、当然ながらこれからもメスナーの思想に対して、理解を深める営みを続けていかなければならない。

しかるに、すくなくとも前稿で示したメスナーの主張のうちに、トマス・アクィナスとの相違点を見いだそうとするならば、このことはそれほど難しい作業ではないであろう。じっさい、トマスにおいて、「共同善 (bonum commune)」は究極的な「目的 (finis)」であり、個としての人間が有する自由も主権も超越性も、さらにはペルソナとしてのあり方そのものも、究極的には共同善への運動にそくして成立していると考えられる。このかぎりにおいて、かか

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

\*\* 神戸大学修士 (経済学)

るトマスの社会哲学に、補完性の原理が存する余地はないという主張は、思想史的な観点から妥当しうるとも言えよう。

その一方、トマスの思想のうちにきわめて現代的な要素が認められうることは、多くの研究者によって指摘されている。ここで、その詳細を論ずることはしないが、すくなくともトマスの広大な世界観がけっして西洋中世に限定されるべきものではないということを、断言することはできるであろう。

したがって、メスナーがトマスから大きな影響を受けているのであれば、何らかの仕方、「補完性原理」というメスナーにとって根源的な思想の源泉を、トマスのうちに見いだすことは可能であるようにも思われる。このことを検証するためには、それ自体より詳細かつ広範な議論が必要である。しかし、それはこの小論の範囲を超えている。本稿では、「配分的正義(iustitia distributiva)」による公助という観点から、トマスにおける補完性原理の可能性を探っていきたい。

## I. 正義と他者

まず、トマスにおいて、「正義 (iustitia)」はどのように位置づけられているのであろうか。トマスは、『神学大全』第二-二部の第五七問題から第一二二問題にかけて、「正義」について論じている。そして、最初の第五七問題では「権利 (ius)」について扱っており、その第一項の主文で次のように言っている。

ほかの「徳 (virtus)」の中で、人間を「他者 (alter)」に関することがらにおいて秩序づけるということが、正義に固有である。じっさい、正義は、その名自身が証示しているように、何らかの「均等性 (aequalitas)」を意味しており、普通、均等化されることが正しくされることであると言われる。しかるに、均等性は他者にかかわる。これに対して、ほかの徳は、人間を、自己自身にそくして自らに適合することがらにおいてのみ、完成させる。したがって、それへと徳の「意図 (intentio)」が、固有な対象へのように向かうところの、ほかの徳のはたらきにおける「直しさ (rectum)」は、「能動者 (agens)」への「関連 (comparatio)」によってのみ受けとられる。これに対して、正義のはたらきにおける直しさは、能動者への関連のほかにも、他者への関連によって構成される<sup>(1)</sup>。

正義は人間を何らかの完成へと秩序づける徳であるが、ほかの徳から決定的な仕方では異なっているのは、「人間を他者に関することがらにおいて秩序づける」という点である。すなわち、「ほかの徳は、人間を、自己自身にそくして自らに適合することがらにおいてのみ、完成させる」のであって、一般に徳によって完成されるのは、その徳を有する人間である。したがって、正義以外の徳がかかわるのは「自己自身にそくして自らに適合することがらにおいてのみ」であり、その直しさは、自らはたらきの「主 (dominus)」として自らの行為を実行する「能動者への関連によってのみ受けとられる」。

これに対して、正義は何よりも「他者への均等性」にかかわる。もちろん、正義も徳である

以上、正義を有する者は自らを完成へと導くのであるが、そのはたらきは「他者への関連」を通じて現実化される。正義が求める「正しさ」とは、他者との関係において、そこに均等性が成立することである。

この点は、正義の特質を理解するうえで、きわめて重要であると言えよう。なぜなら、正義が問われるのは、自分ひとりにかかわる問題ではなく、人間が他者へと正当に秩序づけられているか否かという問題だからである。

じっさい、人間を他者への均等性にそくして正しく秩序づける徳が正義である。したがって、正義が問われる場において、人間には自己を何らかの仕方で超えたところの、超越的な視点が求められなければならない。そして、正義によって完成されるところの人間は、その正義を有する人間だけではなく、均等性の対象とされる他者としての人間ということになるであろう。正義によって他者が均等化され、正しくされることにより、自己と他者双方が正しく秩序づけられうるわけである。

## Ⅱ. 正義と共同善

たしかに、正義は他者への均等性にかかわるが、このことは共同善への秩序づけを通じて具体化される。トマスは、正義それ自体について論じている『神学大全』第二―二部第五八問題の第五項で、「正義は一般的な徳 (virtus generalis) であるか」を論じており、その主文で次のように言っている。

先に言われたように、正義は人間を、他者への関連において秩序づける。(中略)しかるに、何らかの「共同体 (communitas)」のもとに含まれる者はすべて、「部分 (pars)」が「全体 (totum)」に対するように、その共同体へと関連づけられるということは明らかである。じっさい、部分とは全体に属するところのものであり、それゆえ、部分のいかなる「善 (bonum)」も、全体の善へと秩序づけられうる。(中略)そして、このことにそくして、人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる。このかぎりにおいて、正義は「一般的な徳」と言われる。また、先に述べたように、共同善へと秩序づけることが「法 (lex)」に属していることから、それゆえ、先に言われた仕方で「一般的」であるとされるところの、この正義は、「法的正義 (iustitia legalis)」と呼ばれる<sup>(2)</sup>。

この個所から、人間(自己)と他者、そして共同体との関係がある程度明らかにされるであろう。たしかに、「正義は人間を、他者への関連において秩序づける」が、自己も他者も、共同体に対しては部分として位置づけられている。すなわち、共同体とは全体なのであり、そこに属する人間は部分にはかならない。

さらに、部分と全体の関係は、たんなる集合体のようなものではなく、「部分のいかなる善も、全体の善へと秩序づけられうる」という相互の有機的な秩序づけにもとづいている。そして、いかなる人間も全体である共同体へと秩序づけられているが、この「秩序づけ」は、全体の善である「共同善への秩序づけ」にはかならない。すなわち、共同善への秩序づけにそくし

て、人間はその共同体の部分として位置づけられるのである。

したがって、「人間を共同善へと秩序づけることにもとづいて、すべての徳のはたらきは、正義に属することができる」ということは、「いかなる人間も全体の善である共同善へと秩序づけられるかぎりにおいて、共同体の部分である」ということを前提にして主張されている。そして、このように捉えられるところの正義が、すべての徳のはたらきを包括するという意味で、「一般的徳」と言われるのである。

さらに、「共同善へと秩序づけ」には、徳としての正義だけではなく、理性に属する規則・基準である「法」もかかわっている。そのため、「一般的徳」としての正義は、「法的正義」と呼ばれることになる。

このように、正義は人間を共同善へと秩序づけるが、かかる秩序づけそのものが、あくまで、「他者への均等性」にそくして具体化されるということをおぼえてはならない。あるいは逆に、共同善への秩序づけを通じて、人間は他者へと正しく秩序づけられると言うことも可能であろう。じっさい、部分は、ほかの部分を通じて全体へと導かれると同時に、全体への関係にそくしてほかの部分へと秩序づけられうると考えられる。

### Ⅲ. ペルソナの善と共同善

このように、法的正義によって人間は共同善へと秩序づけられる。しかるに、共同善とは共同体における「全体の善」である。では、その場合、「部分であるペルソナの善」はどのように捉えられ、関係づけられているのであろうか。トマスは、『神学大全』第二―二部第五八問題の第七項で、「一般的正義のほかに何か特殊的正義 (*iustitia particularis*) が存するか」を問題にしており、その主文で次のように言っている。

法的正義は、本質的な仕方ですべての徳なのではない。むしろ、人間を「直接的な仕方 (immediate)」共同善へと秩序づけるところの、法的正義のほかに、直接的な仕方人間を特殊的な善に関して秩序づけるほかの徳がなければならない。しかるに、このことは、「自分自身にかかわること」でも、「ほかの個別的なペルソナ (*singularis persona*) にかかわること」でもありうる。それゆえ、法的正義のほかに、「節制 (*temperantia*)」や「剛毅 (*fortitudo*)」のような、人間を自分自身へと秩序づける、ある「特殊的な徳」がなければならないように、また、法的正義のほかに、何らかの「特殊的正義」がなければならないのであって、この正義がほかの個別的なペルソナにかかわることがらに関して人間を秩序づけるのである<sup>(3)</sup>。

人間を共同善へと秩序づけることにそくして、すべての徳のはたらきは、一般的な徳である「法的正義」に属している。しかし、このことは、あくまで「何らかの共同体のもとに含まれる者はすべて、部分が全体に対するように、その共同体へと関連づけられる」ということを前提にしている。たしかに、すべての善は何らかの仕方共同善へと秩序づけられうるとしても、人間の生活は、それぞれ個別的な次元で成立している。それゆえ、かかる前提からはなれ

て、個別的な善そのものにかかわる徳が必要とされる。すなわち、「法的正義のほか、直接的な仕方人間を特殊な善に関して秩序づけるほかの徳がなければならない」のである。

じっさい、われわれ人間は共同体の部分である以上、われわれが求める善は、構造的には全体の善である共同善へと秩序づけられる。その一方、かかる善は、われわれにとって、特殊で個別的な善にはかならない。そして、かかる「特殊な善」には、「人間を自分自身へと秩序づける」場合と、「ほかの個別的なペルソナにかかわることがらに関して人間を秩序づける」場合に分けられ、前者では、「節制や剛毅」のような「ある特殊な徳」が、後者では、「何らかの特殊正義」が求められる。

たしかに、正義ではない「ほかの徳は、人間を、自己自身にそくして自らに適合することがらにおいてのみ、完成させる」。節制や剛毅のような徳は、それを有する者を完成させるという仕方、特殊な善にかかわる。これに対して、「ほかの徳の中で、人間を他者に関することがらにおいて秩序づけるということが、正義に固有である」。したがって、「特殊正義」が、「ほかの個別的なペルソナにかかわることがらに関して人間を秩序づける」という仕方、人間を完成させる。このように、ペルソナは、共同体の部分であるかぎり、法的正義によって直接的な仕方共同善へと秩序づけられるが、これに対して、ペルソナにおける特殊な善に関しては、特殊正義によって直接的な仕方秩序づけられることになる。

#### IV. 配分的正義と共同善

さて、この特殊正義は二種類に分けられる。トマスは、『神学大全』第二-二部第六一問題で「正義の諸部分について」論じており、特殊正義の区別に関する第一項の主文で、次のように言っている。

特殊正義は、全体に対する部分として共同体へと関係づけられるところの、何らかの「私的なペルソナ (*privata persona*)」へと秩序づけられている。しかるに、何らかの部分に対しては、二通りの「秩序 (*ordo*)」が認められうる。一つは、部分の部分に対するもので、これには、ひとりの私的ペルソナがほかの私的ペルソナに対する秩序が似ている。そして、かかる秩序を「交換的正義 (*iustitia commutativa*)」が導くのであり、この正義は、ふたりのペルソナ相互のあいだで双務的に為されることがらにおいて成立している。もうひとつの秩序は、部分に対する全体として認められ、かかる秩序に、共通であるものが個々の個別的なペルソナに対して有する秩序が似せられる。この秩序を「配分的正義」が導くのであり、この正義は、共通的なものを「比例性 (*proportio*)」にもとづいて配分する。それゆえ、正義の種は二つであり、すなわち、交換的正義と配分的正義である<sup>(4)</sup>。

特殊正義とは、直接的な仕方人間をほかの個別的なペルソナにかかわるところの特殊な善に関して秩序づける。しかるに、個別的なペルソナとは、全体である共同体の部分にはかならない。したがって、特殊正義は、「ほかの個別的なペルソナにかかわることがらに関して人間を秩序づける」という仕方、人間を、かかる部分としてのペルソナの善という特殊

な善に関して秩序づける。その意味で、「特殊的正義は、全体に対する部分として共同体へと関係づけられるところの、何らかの私的なペルソナへと秩序づけられている」。

しかるに、かかる秩序には、「部分の部分に対する秩序」と「部分に対する全体としての秩序」が区別される。前者は、いわば「ひとりの私的ペルソナがほかの私的ペルソナに対する秩序」であって、「交換的正義」によって導かれる。これに対して、後者はいわば「共通であるものが個々の個別的なペルソナに対して有する秩序」であり、「共通的なものを比例性にもとづいて配分する」ところの「配分的正義」によって導かれる。

このように、特殊的正義は交換的正義と配分的正義に区別される。交換的正義は、われわれが日常生活で経験するような、さまざまな双務的行為を秩序づける。この点は、とくに金銭を媒介とした経済活動において明白であろう。金銭にかぎらず、われわれの生活をより具体的に秩序づけている正義が、交換的正義であると考えられる。じっさい、自由や主権は、かかる正義を前提にして成立していると言えよう。

これに対して、配分的正義は「共通的なものを比例性にもとづいて配分する」わけであるが、この場合の「共通的なもの」とは、共同善として解することができよう。そして、この正義は交換的正義に先行していると考えられる。なぜなら、配分されていないものを交換することはできないからである。まず、全体から部分へと何かが配分されたうえで、部分と部分の交換が可能になる。では、この場合の「比例性」とは、そもそも何を意味しているのだろうか。

### 結び トマスにおける補完性の可能性

「共通的なものを比例性にもとづいて配分する」という場合の「比例性」とは、全体に対する部分が有する比例性であると考えられる。ここで、比例性も問題であるが、より大きな疑問は、かかる配分は誰によってどのような仕方で行なわれるのか、という点であろう。トマスは、『神学大全』第一部第二一問題で、神の「正義」と「憐れみ (misericordia)」について扱っているが、その第一項で、「神のうちに正義は存するか」を問題にしており、その主文で次のように言っている。

正義には二通りの種がある。一つは、相互の「授与 (datio)」と「受納 (acceptio)」において成立するもので、それはたとえば、「購入 (emptio)」や「売却 (venditio)」、あるいはほかの「交わり (communicatio)」や「交換 (commutatio)」において成立している。これが、『倫理学』第五巻における哲学者によって「交換的正義」、あるいは、「交換や交わりを導く正義」と呼ばれている。そして、この正義は神に適合しない。なぜなら、ロマ11・35で使徒が「だれがまず主に与えて、その報いを受けるであろうか」と言っているからである。もう一つは、配分することにおいて成立している。これは、「配分的正義」と言われ、それにそくして、ある「統宰者 (gubernator)」や「管理者 (dispensator)」が、おのおのの者に、その者の「価値 (dignitas)」にしたがって与えるところの正義である。それゆえ、「家族 (familia)」や統宰されているいかなる「集団 (multitudo)」にもふさわしい秩序が、統宰者における配分的正義を証示するように、自然的なことがらにおいても、意志的なことが

らにおいても明らかである「宇宙の秩序 (ordo universi)」が、神の正義を証示するのである<sup>(5)</sup>。

この引用から明らかなように、配分的正義は、究極的には、神によって統率されるところの正義である。そして、われわれの社会においては、統率者の任にある人間が、「おのおのの者に、その者の価値にしたがって与えるところの正義」ということになる。

メスナーにとって、「神」という名を用いることは、おそらくその真意に反しているであろう。たしかに、現在においても経済学と宗教の関係はいろいろと議論されているし、経済思想史を探ると、経済学と宗教が相互に複雑な仕方で絡みあっている、あるいはすくなくとも絡みあっていたことは、容易に理解されよう。しかし、一般的に経済学を社会科学の一分野として捉えようとする射程には、宗教的な要素が入りこむ余地はないように思われる。

しかしながら、キリスト教や仏教という狭い意味での宗教ではなく、目に見えないものにかかわる、より広い意味での宗教ないし「宗教心」は、人間の本質に由来しているように思われる。たとえば、ほとんどの人間は、明日も自分が生きること疑問や不安を感じることはないであろう。もし感じるのであれば、その人は正常な精神状況ではないとも言えよう。しかし、明日の命を科学的に論証することはできない。論証するとしても、それはある種の確率論であり、そのことは当の人間にとってほとんど何の意味も有さない。その意味で、愛にしても友情にしても、科学的には論証できない以上、何らかの宗教的な事柄であるということにもなる。

したがって、このような広い意味での宗教を前提にしたならば、先の引用に関する解釈も広がるであろう。配分的正義であれ、補完性原理であれ、共同体なり社会体の「統率者」や「管理者」によって配分や補完が現実化される。そして、かかる配分や補完が正当なものであるためには、彼らがあたかも神の正義へと秩序づけられるごとく、共同体への配慮にもとづいて、おのおのの者にその比例性や価値にそくした仕方で、共同善の配分や補完を行わなければならないのである。

トマスにおける配分的正義の議論が、そのままメスナーにおける補完性原理の議論に通じると考えているわけではない。両者の関係を厳密に提示することは、これからの課題である。ただ、両者は、宇宙的とも表現すべき「広大なパースペクティブ」を共有しているように思われてならない。そして、そこに、トマスにおける補完性原理の可能性が成立していると言えるのではないだろうか。

略号

S.T. Thomas Aquinas, *Summa Theologiae* (『神学大全』), ed. Paulinae, Torino, 1988.

註

- (1) *S.T.* II-II,q.57,a.1.c. iustitiae proprium est inter alias virtutes ut ordinet hominem in his quae sunt ad alterum. Importat enim aequalitatem quandam, ut ipsum nomen demonstrat: dicitur enim vulgariter ea quae adaequantur iustari. Aequalitas autem ad alterum est. Aliae autem virtutes perficiunt hominem solum in his quae ei conveniunt secundum seipsum. Sic igitur illud quod est rectum in operibus aliarum virtutum, ad quod tendit intentio virtutis quasi in proprium obiectum, non accipitur nisi per comparisonem ad agentem. Rectum vero quod est in opere iustitiae, etiam praeter comparisonem ad agentem, constituitur per comparisonem ad alium.
- (2) *S.T.* II-II,q.58,a.5,c. iustitia, sicut dictum est(q.58,a.2), ordinat hominem in comparatione ad alium. . . . Manifestum est autem quod omnes qui sub communitate aliqua continentur comparantur ad communitatem sicut partes ad totum. Pars autem id quod est totius est: unde et quolibet bonum partis est ordinabile in bonum totius. . . . Et secundum hoc actus omnium virtutum possunt ad iustitiam pertinere, secundum quod ordinat hominem ad bonum commune. Et quantum ad hoc iustitia dicitur virtus generalis. Et quia ad legem pertinet ordinare in bonum commune, ut supra habitum est(I-II,q.90,a.2), inde est quod talis iustitia, praedicto modo generalis, dicitur iustitia legalis.
- (3) *S.T.* II-II,q.58,a.7,c. iustitia legalis non est essentialiter omnis virtus, sed oportet praeter iustitiam legalem, quae ordinat hominem immediate ad bonum commune, esse alias virtutes quae immediate ordinant hominem circa particularia bona. Quae quidem possunt esse vel ad seipsum, vel ad alteram singularem personam. Sicut ergo praeter iustitiam legalem oportet esse aliquas virtutes particulares quae ordinant hominem in seipso, puta temperantiam et fortitudinem; ita etiam praeter iustitiam legalem oportet esse particularem quandam iustitiam, quae ordinet hominem circa ea quae sunt ad alteram singularem personam.
- (4) *S.T.* II-II,q.61,a.1,c. iustitia particularis ordinatur ad aliquam privatam personam, quae comparatur ad communitatem sicut pars ad totum. Potest autem ad aliquam partem duplex ordo attendi. Unus quidem partis ad partem: cui similis est ordo unius privatae personae ad aliam. Et hunc ordinem dirigit commutativa iustitia, quae consistit, in his quae mutuo fiunt inter duas personas ad invicem. Alius ordo attenditur totius ad partes: et huic ordini assimilatur ordo eius quod est commune ad singulas personas. Quem quidem ordinem dirigit iustitia distributiva, quae est distributiva communium secundum proportionalitatem. Et ideo duae sunt iustitiae species, scilicet commutativa et distributiva.
- (5) *S.T.* I,q.21,a.1,c. duplex est species iustitiae. Una, quae consistit in mutua datione et acceptione: ut puta quae consistit in emptione et venditione, et alia huiusmodi communicationibus vel commutationibus. Et haec dicitur a Philosopho, in V *Ethic.*,



iustitia commutativa, vel directiva commutationum sive communicationum. Et haec non competit Deo: quia, ut dicit Apostolus, *Rom.11,[35]*: quis prior dedit illi, et retribuetur ei? Alia, quae consistit in distribuendo: et dicitur distributiva iustitia, secundum quam aliquis gubernator vel dispensator dat unicuique secundum suam dignitatem. Sicut igitur ordo congruus familiae, vel cuiuscumque multitudinis gubernatae, demonstrat huiusmodi iustitiam in gubernante; ita ordo universi, qui apparet tam in rebus naturalibus quam in rebus voluntariis, demonstrat Dei iustitiam.

本研究は、JSPS科研費25380250の助成を受けたものです。

